

「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画」の概要

1. 計画策定の趣旨

近年、女性の抱える問題は一層、複雑・多様化しており、売春防止法を主な根拠する従来の枠組での対応は限界があるとして、「女性の福祉」や「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点を明確にした上で、新たな支援の枠組みを構築することを目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「女性支援法」という。)が、2022年5月に制定されました。

こうした女性をめぐる現状・課題、女性支援法の趣旨等を踏まえ、困難を抱える女性の支援の充実に向けて、新たに本法に基づく基本計画を策定することとしました。

策定にあたっては、施策の関連の深い「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」と一体的に策定し、「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画」として、様々な施策を着実に推進してまいります。

困難な問題：女性が女性であることにより直面しやすい問題
(例) DV・ストーカー被害、性的な被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的困窮 等

2. 計画の性格

- 女性支援法第8条に基づく、困難な問題を抱える女性の支援に関する本県の基本的な方針や施策の方向性を示す基本計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3第1項に基づく、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する本県の基本的な方針や施策の方向性を示す基本計画

3. 計画期間

2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)までの5年間

4. 基本目標

困難な問題を抱える女性が、その意思を尊重され、自立した生活を営むことができる社会の実現

支援対象者の状況を考慮しながら、多様な関係機関相互の連携による寄り添った支援を行うことにより、支援対象者本人が自らの意思を決定し、自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。

個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を許さない社会の実現

潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに深刻化しやすいというDV被害の特性を踏まえつつ、DVの防止や被害者の自立支援に向けた取組を促進することにより、個人の尊厳が尊重され、DVを容認しない社会の実現を目指します。

5. 施策の柱

1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり

広く県民に対して、人権擁護や男女平等に関する意識の啓発を行います。

また、DVや性被害等を防止するため、若い世代から正しい知識を身に着けることができるよう、教育や啓発を実施します。

2 包括的な相談支援体制の整備

複雑化・多様化した課題やニーズに包括的に対応できるよう、愛知県女性相談センターの機能や身近な相談窓口である市町村の相談支援体制の充実を図ります。

また、様々な相談機関において専門性のある相談支援を提供するとともに、各種相談窓口の県民への周知を図ります。

3 適切な安全確保・保護体制の整備

支援対象者の状況に対応できる適切な一時保護体制を確保し、心身の健康の回復に向けて安全・安心な生活環境を提供します。

また、子どもを同伴する方が安心して生活できるよう、母子双方へ配慮した適切な支援を提供します。

4 本人の意思を尊重した自立支援の推進

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重され地域で安心して生活できるよう、福祉サービス等の利用支援、居住支援、就労支援等の自立支援を、関係機関との連携・協働により行います。

また、女性とともに生活する子どもの心身に配慮した適切な支援を提供します。

5 支援者の育成と支援機関相互の連携・協働

一人ひとりの尊厳を重視し寄り添った支援が提供できるよう、必要な知識や相談支援技術の習得等、支援従事者の資質の向上を図ります。

また、多様なニーズを抱える支援対象者に適切な支援を提供するため、市町村、警察、社会福祉施設、民間支援団体等との連携、協働を促進します。

6. 施策の体系

基本目標

困難な問題を抱える女性が、その意思を尊重され、自立した生活を営むことができる社会の実現
個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を許さない社会の実現

施策の柱

基本施策

1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり

① 男女平等や人権擁護に関する啓発の推進

② DVや性被害等の防止に向けた教育・啓発の推進

2 包括的な相談支援体制の整備

③ 愛知県女性相談センターの機能強化

④ 市町村における相談支援体制の整備

⑤ 多様な相談支援ニーズへの対応

3 適切な安全確保・保護体制の整備

⑥ 適切な安全確保の実施

⑦ 一時保護中の支援の充実

4 本人の意思を尊重した自立支援の推進

⑧ 総合的な生活支援

⑨ 心理的支援の充実

⑩ 子どもへの支援

5 支援者の育成と支援機関相互の連携・協働

⑪ 支援者の育成に向けた研修の充実

⑫ 支援機関相互の連携・協働の促進

7. 今後の主な取組

1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり

基本施策① 男女平等や人権擁護に関する啓発の推進

- 人権教育・啓発の積極的な推進
- 男女共同参画に関する正しい理解の促進

基本施策② DVや性被害等の防止に向けた教育・啓発の推進

- DV被害や性被害防止等に向けた啓発活動の推進
- 若い世代への性に関する正しい知識の普及や教育の実施

2 包括的な相談支援体制の整備

基本施策③ 愛知県女性相談センターの機能強化

- 女性相談支援員の配置及び専門的な研修による資質向上
- 弁護士による法律的な専門支援の実施
- 通訳者の確保による多言語での相談対応

基本施策④ 市町村における相談支援体制の整備

- 市町村基本計画の策定支援
- 市町村における女性相談支援員や支援調整会議の設置促進
- 市町村に対する専門的支援の提供、地域の関係機関のネットワークづくり

基本施策⑤ 多様な相談支援ニーズへの対応

- 多様な機関による様々な悩みに応じた専門的相談支援の実施
- 市町村における包括的相談支援体制整備への支援
- 県民への相談窓口の周知

3 適切な安全確保・保護体制の整備

基本施策⑥ 適切な安全確保の実施

- 個々の状況に応じた一時保護の実施
- 警察や市町村等による安全確保に関する措置の実施及び周知

基本施策⑦ 一時保護中の支援の充実

- 関係機関と連携した安全、安心な生活環境の提供
- 支援対象者の安全確保や負担軽減のための同行支援の実施
- 児童を同伴する保護者及び子どもへの支援

4 本人の意思を尊重した自立支援の推進

基本施策⑧ 総合的な生活支援

- 関係機関と連携した福祉サービス等の適切な活用、住まいの確保、就労に向けた支援
- 女性自立支援施設等と連携した自立支援

基本施策⑨ 心理的支援の充実

- 多様な機関による専門性を生かした心理的支援の実施

基本施策⑩ 子どもへの支援

- 学習機会や居場所の提供
- 児童相談センターによる生活面、心理面での支援
- 福祉、教育等の関係機関と連携した支援

5 支援者の育成と支援機関相互の連携・協働

基本施策⑪ 支援者の育成に向けた研修の充実

- 女性相談支援員や市町村職員等に対する専門的研修の実施
- 支援従事者に対する人権や被害者心理への理解促進

基本施策⑫ 支援機関相互の連携・協働の促進

- 支援機関の連携の場となる支援調整会議の設置、市町村における連携の促進
- 民間支援団体との連携、協働の推進

8. 計画の推進

学識経験者、民間支援団体、社会福祉施設、行政機関等で構成する「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止ネットワーク会議（仮称）」を設置し、計画の推進を図ります。

9. 数値目標

指標	現状		目標
	年度	数値	
配偶者や交際相手など親密な関係の人から受ける暴力をDVと呼ぶことを知っている人の割合	2023	70.5%	100%
「DV理解の出前講座」派遣先団体数	2022	28 団体	毎年度 35 団体
女性支援法に基づく基本計画を策定している自治体数	2023	49 市町村 (※1)	全市町村
支援調整会議及び女性支援のための庁内連携会議を設置している自治体数	2023	23 市町村 (※2)	全市町村
女性の悩みごとやDVに関する専門の相談窓口を設置している自治体数 (※3)	2023	32 市	全市町村
生活困窮世帯・ひとり親家庭の子どもの学習支援事業の実施自治体数	2023	44 市町村	全市町村
県が実施する女性支援従事者を対象とした研修の参加者数（5年間の累計）	—	—	1,500 人

※1 DV防止法に基づくDV基本計画策定市町村数

※2 庁内DV連携会議設置市町村数

※3 相談窓口があり、女性相談支援員等の専門の相談員が対応している市町村数